協議事項 10

いじめ対応に関する事例研修資料について

いじめ対応に関する事例研修資料について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和７年７月８日

神戸市教育委員会事務局

事務局長　　竹森　永敏

令和７年７月８日
児童生徒課

いじめ対応に関する事例研修資料について

１．いじめ対応に関する事例研修資料について

本市のいじめの認知件数は増加しているが、積極的にいじめを認知し、解消に向けた取組を行うことについては文部科学省も肯定的に評価している。一方、いじめ重大事態の件数も増加傾向にあり、重大事態の発生件数が多いことは深刻な課題と受け止めている。

そのような状況の中、神戸市いじめ問題審議委員会において、本市のいじめ重大事態の傾向を把握し、いじめの重大化を防ぐことを目的とし、いじめ対応に関する事例研修資料を作成していただいた。

２．研修資料の活用について

本研修資料は、本市で実際に起こったいじめの重大事態を一部参考にしていることから、学校現場の実情に即した内容となっている。

作成にあたっては、学校現場で、本研修資料が繰り返し活用されるよう、事例及び各専門家からのアドバイスを１ページにまとめることで、短時間で繰り返し研修できるように工夫されている。また、各校の生徒指導係教員がすぐに研修に取り組めるよう、ワークシートもあわせて提供する。

「学び続ける組織」を目指して

いじめ対応に関する事例研修資料

～いじめを重大化させないために～

（管理職・研修担当者用）

令和７年７月

神戸市教育委員会

目 次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．事例研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

□ チェック「校長のリーダーシップ・チーム学校による生徒指導体制」・・・２

① 性被害によって不登校になった事例・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

② クラスのリーダーが不登校になった事例・・・・・・・・・・・・・・・ ４

□ チェック「組織で対応・保護者と連携した児童生徒支援」・・・・・・・・５

③ 暴力行為と金銭要求が繰り返し行われた事例・・・・・・・・・・・・・ ６

④ 複数の児童からのいじめにより登校ができなくなった事例・・・・・・ ７

□ チェック「学校だけで抱え込まない関係児童生徒への成長支援」・・・・・８

⑤ おごり行為から恐喝へといじめがエスカレートした事例・・・・・・・ ９

⑥ 事実確認が困難になった事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

□ チェック「いじめ早期対応を行うための、アンケート実施体制の整備」 １１

⑦ おごりおごられ行為がエスカレートした事例・・・・・・・・・・・・ １２

⑧ いじめを行った生徒への指導が行われなかった事例・・・・・・・・・ １３

□ チェック 「児童生徒理解を大切にした教育相談体制の確立」・・・・・ １４

⑨ 部活動での暴力行為が重傷事故になった事例・・・・・・・・・・・・ １５

⑩ 「いじり」と「からかい」によって不登校になった事例・・・・・・ １６

□ チェック「学校が学び続ける組織であり続けるために」・・・・・・・ １７

⑪ ＳＮＳをとおして問題が複雑化した事例・・・・・・・・・・・・・・ １８

⑫ ＳＮＳのトラブルから不登校になった事例・・・・・・・・・・・・・ １９

■はじめに

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、神戸市においても、全国と同様にいじめ認知件数は増加傾向となっており、重大事態の発生数も少なくありません。

そこで、「神戸市いじめ問題審議委員会」の委員の皆様に、神戸市で発生したいじめの重大事態を分析いただき、いじめの重大化を防ぐための研修資料作成にご協力いただきました。

いじめについては、特定の教職員だけが抱え込むことなく、チームとして共通理解を図り、組織的に対応することが必要です。すべての児童生徒が生き生きと学校生活が送れるよう、管理職はもとより、教職員一人一人が本資料を積極的に活用して「いじめ問題」に取り組むことを願っています。

【研修担当者の方へ】

本資料の使い方（例）

①研修用ワークシート（以下 WS）を配布し、問題点について協議する。

②解説資料を配布し、自校の考え方を整理する。

③各研修者が考えを整理する。

☆研修は、繰り返し行うことが効果的です。職員会後のわずかな時間等でも取り組める内容となっていますので、短時間で繰り返し活用し、各校の生徒指導体制構築に役立ててください。

☆研修用 WS は、Word データで格納していますので、各校の実情に合わせて編集して活用ください。

☆事例中の赤下線は、各専門家が作成した「1 具体的な手立て」や「2 ポイント」と結びつくようになっています。各校において多角的・多面的な視点で生徒指導対応を行う際の参考にしてください。

☆事例間には、いじめを重大化させないための「チェック」を記載しています。なお、記載内容は生徒指導提要を参考としていますので、各校において、生徒指導提要も積極的に活用してください。

★各事例は、本市で実際に起こったいじめの重大事態を一部参考にしていますが、複数の事例を組み合わせた創作事例であり、個人が特定されるものではありません。

最後に、作成にあたっては、「神戸市いじめ問題審議委員会」において、企画から構成までご提案いただきました。

作成に携わっていただいたすべての委員の皆様に対し、この場を借りてお礼申し上げます。

令和7年7月

神戸市教育委員会事務局 児童生徒課

Check

校長のリーダーシップ・チーム学校による生徒指導体制

□校長のリーダーシップ

チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」です。

チーム学校による生徒指導体制づくりにおいて、校長や教頭といった管理職の指導の下に、生徒指導関係教員を中心とするマネジメント体制を構築し、生徒指導部会を開催し、学校全体の生徒指導を推進することが大切です。

しかし、いじめへの対応において組織が効果的に機能していないために、いじめの重大化を防げなかったケースが見られます。実効的な組織とするため、定期的に実施されている児童生徒の情報共有の場等に管理職も参加する必要があります。

特にいじめが発生した際には、校長のリーダーシップの下、何よりも被害者保護を最優先とした対応を行いましょう。

□チーム学校による生徒指導体制

学校がチームとして機能するためには、教職員同士（教員のみならず事務職員や学校技術職員、SC、SSW 等も含む）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められます。

しかし、知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくのは容易ではなく、日頃から、どんなことでも問題を全体に投げかける教職員の雰囲気や、互いの専門性に由来するものの見方等を互いに理解する姿勢が必要になります。

生徒指導部の構成ですが、SC や SSW等の専門職を生徒指導部のメンバーとして位置付けることで、多角的な視点からの状況分析・評価や幅広い対応が可能になります。また、いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりそうなケースについては、早い段階で SC や SSW 等を交えたケース会議を行い、丁寧なアセスメントに基づいた多面的な対応を進めましょう。

なお、チーム学校による生徒指導体制については、「生徒指導提要　第3章　チーム学校による生徒指導体制」に詳しく記載されています。

① 性被害によって不登校になった事例

小学４年生のＡが同じ学級のＢ、Ｃと一緒に公園で遊んでいた際、突然、ＢがＡのズボンの上から陰部を触った。Ａはびっくりして「何するの」とＢに言うと、Ｂは「触ったっていいじゃん」と笑いながら言い、さらに触った。Ｃも「パンツ脱がせるぞ」と言って、Ａのズボンに手を掛けた。Ａが「やめてよ」と叫び、必死に抵抗する様子を、Ｂは笑いながら見ていた。

１カ月後、別の公園で、Ａは友人を含む６人で遊んでいた。ＢはＡに「パンツ下げて」と言った。Ａは「えっ、嫌だよ」と言ったが、Ｃが無理やりＡのズボンを下げたため、Ａはパンツのみ着用した状態でその場に立った。さらにＢが「パンツ下げないと殺すぞ」と言ったので、Ａはパンツを下げた後、パンツをゆっくりと上げ下げした。その様子を見てＡ以外の５人はくすくすと笑っていた。

翌日から、Ａは不登校になった。Ⅰ-① Ａの保護者は学校に相談したが、Ⅰ-②・③、2-① 学校からは警察に相談するようにと回答があった。Ａが不登校になって以降、学校からは別室登校や、関係機関の案内はあったが、Ａに積極的に関わろうとしない学級担任に対し、保護者は不信感をもっていた。Ⅰ-② その後、Ａの保護者は警察に被害届を提出した。

【 医師からのアドバイス 】

Ⅰ　具体的な手立て

①　学校内でチームを組み介入

状況が判明した段階で、担任、学年主任、管理職、養護教員、SCなどが役割分担を行い、チームを組んだ上で介入しましょう。被害届が出た後は警察と連携しつつ、学校も弁護士（教育委員会の学校法務専門官を含む）など第三者に相談します。学校以外で起こっていることも、いじめ対応は学校の責務となっています。すべて学校が対応することには限界がありますが、関係機関等と連携し、学校の立場でできる児童への支援を検討しましょう。

②　被害児童への対応

被害状況について話をしてくれるのであれば誠意をもって聴き取りを行いましょう。その際、被害児童が開示していない被害については，直接問わずにオープンな働きかけで児童から語ってもらうよう努めます。安心感がとても大切であり、SCにサポートしてもらうことも一案です。複数人や複数回の聴き取りは侵襲的であり慎むようにし、体調や自宅での過ごし方など現在の状況や困りごと、学校に対する希望を確認しましょう。保護者からも話を聴き、学校の対応等について適宜説明しながら対応を進めていくことが大切です。

③　加害児童への教育的対応

時間が経つと記憶は曖昧になりやすいので、加害児童保護者と連携のうえ、できるだけ早急に聴き取りを行いましょう。その際は、加害児童の背景に心理的ストレスやいじめ、被虐待がある可能性を念頭に置きます。また、直接行為のなかった児童へも適切な聴き取りと指導が必要です。加えて、学年や学校単位でいじめアンケート、教育（プライベートゾーンなどの性教育、生命（いのち）の安全教育、他者を尊重する人権教育等）を行うことも大切です。

２　ポイント

①　被害者の外傷体験の取り扱い

いじめなどの外傷体験後、被害者は時間が経っても生々しい体験や感情を再体験している可能性があります。安易に加害者や加害行為を「許すこと」を求めることはできません。心のケアについても慎重に行いましょう。

②　対処した教職員のストレスケア

被害者の保護者のつらさが時に攻撃性として学校に向けられることもあります。学校全体で役割分担を確認しつつ、チームで対応しましょう。

性別による思い込み

Ａ・Ｂ・Ｃは女子、男子、どちらだと思ったでしょうか。男女を入れ替えて考えてみてください。自分の中に性別による思い込みがあるかもしれません。

教育機関向け視聴覚教材の活用

児童生徒等が被害者となる事案の聴取方法（令和６年５月 30 日付 教委児第 329 号）について、参考動画を神戸教育ポータルに格納しています。本研修資料とあわせて活用してください。

② クラスのリーダーが不登校になった事例

小学６年生のＡは普段からカッとなることが多くあった。そんなＡを支援したいと考えた担任は、1-①、1-②、2-① クラスのリーダー格で面倒見のよいＢに、「Ａの話を聞くなど支えてほしい」とお願いした。

あるとき、Ａは複数の児童の会話のなかに自身も入れてもらおうとしたところ拒まれた。Ａは立腹し、近くの机を蹴った。担任からＡの支援を頼まれていたＢはＡを制止したが、Ａは大声を出して暴れた。その様子をみた担任は、Ａを抱きかかえるようにして制止させた。

次の日、Ｂが体育館から教室に戻った際、Ａからはさみを向けられた。ＢはＡを注意しつつも、身の危険を感じＡから逃げた。Ａはさらに Ｂを追いかけ、追いついたＡは、Ｂの顔の前に再度はさみを向けた。ＢはＡからはさみを取り上げたが、そのとき、指を切るケガをした。はさみを取り上げられたＡは大声をあげ、Ｂを蹴った。

放課後、担任はＢ宅に家庭訪問し、保護者に状況を説明した。2-② その日の夜、Ｂの保護者から学校に連絡があり、ＢがＡにはさみを向けられたことを思い出し精神的に不安定になっていると相談があった。

その後、Ｂは断続的に欠席するようになり、不登校になった。1-③、2-②、2-③ 学校はＡ宅へ家庭訪問をしたところ、Ａの保護者は精神疾患を抱えており、Ａは家庭内で家事や保護者の世話をしていることが分かった。2-①、2-③

【SSW（スクールソーシャルワーカー）からのアドバイス】

1　具体的な手立て

①　Ａの不安定な状況が出やすい傾向を担任なりに捉えておく

教職員は「Ａがカッとなること」がどのようなときに現れやすいのか、捉えておくことも必要です。たとえば、そろそろ疲れてきた金曜日にカッとなりやすいのか、家庭で過ごしたあとの月曜日に多いのかなどです。その状況をある程度把握しておくことで、ＡとＢとの関係を調整することもできます。

②　Ａ自身の行動の背景となるものをSSWやSCとの協力によって情報を得る

Ａの背景についてSSWやSCの力を活用し、情報を得ることで、教員自身のＡの見方が変化する可能性もあります。Ａ自身の困難を受けとめることが、Ａの行動変容につながることがあります。

③　Ｂが自信を取り戻して登校できるよう関わる

Ｂの不登校に対しても、SSWやSCとの協力により、Ｂ自身がもっていた自信を取り戻せるよう働きかける必要があります。何よりもまず、担任としてＢが自分から教員に話すことができるような環境を再構築する必要があります。担任一人で抱えるのではなく、指導的立場の教員や他の専門職との連携も有効です。

2　ポイント

①　それぞれの児童生徒をより理解するために他の専門職との連携を図る

教員一人ですべてを解決しようとするのではなく、同僚を含む他の専門職との連携を図りながら、多様な児童生徒に対応できる体制を整えることが必要です。本ケースはヤングケアラーの可能性もあります。配置されている専門職と連携し児童生徒理解を図りましょう。

②　保護者と情報提供を図る

保護者との連携も大切です。不登校になった場合、さらに丁寧に連携をとることが必要です。このケースでは、リーダー的存在であったＢが不登校になってしまったというつらい状況になってしまっています。保護者との情報共有を踏まえ信頼関係を新たに構築していくことも必要です。

③　児童生徒理解に努める

担任として預かった児童生徒たちを信じる気持ちをもつことも、教員としては大切なことです。信頼していることが伝わることは、児童生徒たちにとっても信頼できる先生とうつります。担任として信頼していたＢですが、彼（彼女）に負担をかけすぎてはいなったでしょうか。Ａにとって学校は信頼できる場だったのでしょうか。

ヤングケアラー　ヤングケアラーは日本ケアラー連盟により「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子ども」と定義されています。ヤングケアラー自身から他者に相談することはあまりないといわれています。SSWやSCと連携しながら対応していきましょう。厚生労働省・文部科学省（2021）は、ヤングケアラーの人数は、中学生では約 17 人に 1 人、小学生では約 15 人に 1 人程度と報告しています。

Check

組織で対応・保護者と連携した児童生徒支援

□学校いじめ対策組織における組織的な対応

いじめ防止対策推進法（以下：法）により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられています。また、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることを、教職員間で再度確認してください。

いじめ認知後は、学校いじめ対策組織で対応方針を継続して協議します。その際、被害児童生徒の理解と傷ついた心のケアについて、専門職も含め、多面的に検討を行い、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐようにしましょう。

なお、いじめへの対応の原則については、「生徒指導提要　第4章　いじめ」に詳しく記載されています。

□保護者と連携した児童生徒支援

いじめの被害にあった児童生徒やその保護者は、不安な思いを抱え、日々を過ごしています。学校は、被害児童生徒に対し、安心感のある関係づくりに努めます。

また、いじめが深刻化するケースとして、学校が被害児童生徒のニーズを十分に確認できておらず、結果として学校と被害児童生徒や保護者との関係が悪化することがあります。

学校は、被害児童生徒のニーズを把握し、安全を確保できる居場所や、いじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体策を積極的に提案したうえで被害児童生徒や保護者に選択させるなど、寄り添った対応を続けます。

保護者は子供の教育の第一義的な責任者であり、家庭教育が子供に与える影響には大きく、学校教育を円滑に進めるためには、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。

本市では、「生徒指導に関する基本的な方針（令和3年6月）」において、「生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める」と示しています。学校と保護者が被害児童生徒を中心に据えて連携し、支援を共に考えていく姿勢が大切です。

③ 暴力行為と金銭要求が繰り返し行われた事例

小学４年生のころ、ＡとＢは日頃から一緒にいたので、学校は２人が仲の良い友達だと認識していた。学校は、５年生への進級に伴う学級編成で、ＡとＢを同じクラスとした。

５年生のＩ学期、ＢがＡに「金持ってきたか」と迫り、ＡはＢに３千円を手渡した。ＢはＡを睨みつけ「なんだこれだけかよ。もっと出せよ」と言ってＡの髪を引っ張った。Ｂは痛がるＡを無視するように、何度もその場で引きずり回した。

以降、ＢはＡに対して恐喝を繰り返すようになった。ＡがＢに渡していた金額は、Ｉ回あたり数百円程度のときもあれば、Ｉ万円を超えることもあった。Ａはお年玉を少しずつＢに渡しており、Ｂはその金をカードゲームやお菓子の購入、ゲームセンターでの遊興費に充てていた。ＡはＢに対して、恐怖心を抱いていたが、金を渡すとＢの機嫌は良くなったので、日常的にお金を渡し続けた。

小学６年生になり２人は別のクラスになったが、ＢからＡへの暴力行為と恐喝は続いた。ある日、Ａの母親が買い物に出掛けようとした際、財布の中のお金が明らかに減っていることに気付き、いじめが発覚した。Ａの保護者が学校に相談した際、学校からは警察に相談するように助言があったが、Ａの保護者は、警察へ相談をすることでよりいじめがエスカレートするのではないかと不安に思った。Ⅰ-①、2-①、2-② しかし、それ以降、学校からの連絡がなかったので、Ａの保護者は警察しか頼るところはないと考え、警察に相談することにした。Ⅰ-②・③、2-③ 学校は警察からの連絡を受け、Ａの自宅に担任と学年主任が家庭訪問をしたが、ＡとＡの保護者から信頼を取り戻すことはできなかった。

【弁護士からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　Ａ及び保護者に被害届提出の意向を確認しつつ、事実関係を整理していく

Ａが警察に相談した場合は触法事件となり調査が行われる可能性があるため、警察と情報共有しながら事実関係を整理していく必要があります。ただし、警察への相談をされない場合は、学校としての積極的な調査が必要です。

②　Ａが安心して登校できる方法を積極的に提案していく

学校は事案認知後、事実確認をするように努めますが、並行して、Ａが安心して登校できるようにＡの保護者と連携し、学校ができることを積極的に提案していくことが重要です。Ａの保護者との信頼関係構築にもつながります。

③　被害児童であるＡの気持ちや意向を中心として、被害者側との信頼関係を再構築していく

対応の遅れなどは素直に認めて謝罪しつつ、Ａの気持ちに耳を傾けながら、丁寧な説明をすることで、信頼関係を再構築するよう努めましょう。

２　ポイント

①　犯罪行為に関する警察との連携

生徒指導提要には、事案が発生した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等との連携が図れるように、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切であるとの記載があります。各学校においても、平時から所轄の警察署や少年サポートセンターと顔の見える関係をつくっておくことで、迅速な対応が可能となります。

②　事実関係の整理

建設的な議論を進めるためには、事実関係について関係者（学校・児童生徒・児童生徒保護者・関係機関等）で共通認識をもつことが不可欠です。そのための聴き取りや事実関係の整理を丁寧に行いましょう。

③　被害児童への登校支援

被害者に寄り添うためには、被害児童への登校支援が必要であり、学校からの積極的な提案が望ましいでしょう。

刑事年齢

刑事責任が問われるのは 14 歳以上の少年に限られている。14 歳未満で犯罪を行った少年は、「触法少年」として児童相談所等が対応することになります。

令和５年度　神戸市の児童生徒の暴力件数

・対教師暴力　266 件　・生徒間暴力　565 件
・対人暴力　6 件　・器物損壊　113 件
合計　９５０件

④ 複数の児童からのいじめにより登校ができなくなった事例

小学６年生のＡは、５月頃より同級生のＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅらから、筆箱隠しや靴隠し、冷やかし、頭や腕を叩くなどのいじめ行為を受けていた。ある日、冷やかしに腹を立てたＡがＤを追いかけたところ、Ｄが転倒し出血を伴う軽い怪我をした。Ⅰ-③ 数日後、Ａは校内でこの４人を含めた複数の児童に取り囲まれ、Ｄに怪我をさせたことについて激しく罵倒された。Ⅰ-① 帰宅後Ａは母に「学校に行きたくない」と泣きながら訴えた。驚いたＡの母はすぐに学校に電話したが、電話のみで対応した担任に対して、Ⅰ-②、③ いじめに気付かなかったこと、加害者への対応が甘いことなどに不満をもった。Ａはこの一件以降登校できなくなり、Ａの保護者の要望を受けた担任は夏休みに７日間、Ａに対する学習時間をとった。2-①・②

９月にはSCを交えてＡの保護者と話し合いを行い、今後は校長室での個別学習を行いながら2-② SCと連携のうえ問題解決に向けた支援を行うこととした。Ａは、数日間は校長室に登校することはあったが、教室に復帰することはできなかった。その後、青少年育成センターに通うことになったが、再登校はできなかった。

【大学教員からのアドバイス】

１　具体的な手立て

① 担任は、日常生活における児童間の人間関係を把握する

担任は、遊びや雑談の機会を通して児童とふれあう中で、児童一人一人の様子や人間関係を細かく観察し、人間関係の歪みに早期に気付くようにしましょう。また「冷やかし」の対象になっている児童が、担任に相談することができる場や機会をつくることも大切です。すべての児童をすべての教職員で見守る意識のもと、児童の人間関係の小さな変化にも対応することができる学校の生徒指導体制を構築しましょう。

② 保護者からの訴えは、直接会って話を聴く

我が子から「学校に行きたくない」と訴えられた保護者は気持ちが動転します。保護者から相談を受けたとき、担任は児童本人や保護者に直接会って話を聴き、一緒に解決しようという気持ちを共有することが大切です。このような担任の姿勢が、問題解決に向かう信頼関係を築く第一歩になります。

③ 校内で起こった怪我などの案件は、その原因と処置について責任をもって対処する

学校の管理下で起こった出血を伴う怪我の事案（軽微なものも含む）については、その怪我の起こった状況を聴き取るとともに、その処置を適切に行うことは再発防止のためにも重要です。特に、被害・加害がある場合は、双方の児童からそのときの状況や心情について丁寧に話を聴き取り、「ごめんね」「いいよ」で済まさず、双方の児童や保護者が納得できる説明をすることが重要なポイントです。事案の背景までしっかりと読み解いて対処することが、いじめの早期発見や深刻化を防ぐことに役立ち、児童間のよりよい人間関係形成につなげることができます。

２　ポイント

① 校内いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的にいじめ対策に取り組む

いじめ事案認知後、被害児童への支援といじめ加害児童への指導等の具体的な対策について計画を立て、組織的に対応します。管理職の指揮監督のもと、生徒指導係教員はいじめの実態調査を行う、SCは児童の心のケアを行う、学級担任は学級内の人間関係のゆがみを修正しながら学級経営を行うなど、担任一人で抱え込まないようにすることが大切です。また、状況によっては、管理職が保護者対応を行うことも必要です。

② 不登校児童の学校復帰は段階を踏み、環境整備を行う

学校復帰に気持ちが向いた児童に対しては、安心して登校できる環境整備が重要です。別室への登校については、保健室やSCの相談室等で行うなど、児童が安心できる環境を整えるようにしましょう。

いじめ防止等のための基本的な方針の改訂（文部科学省、平成29年）

・見えないところで被害が発生している場合もあることから、児童生徒の感じる被害性に着目し判断します。
・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。
・いじめに関する情報の抱え込み、対策組織に報告をしないことは、いじめ防止対策推進法第２３条第１項に違反し得るので、教職員間での情報共有を徹底しましょう。

Check

学校だけで抱え込まない関係児童生徒への成長支援

□加害児童生徒への指導

法は保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」と、厳しく指導する側面を強調し、「いじめをしない子供」に育つように成長支援という視点から働きかける方向性が弱いことが考えられます。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても、加害児童生徒への指導について「当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う」と記載されています。

学校は、加害児童生徒に被害児童生徒の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、加害児童生徒保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と加害児童生徒保護者が協力して、成長支援という視点をもちながら加害児童生徒を指導することが求められます。被害児童生徒の保護者はもとより加害児童生徒の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要です。

□少年サポートセンターや警察署等の警察機関との連携

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとしており、被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。

令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」には、「重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものであること」との記載もあります。

教育委員会から保護者に「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」を周知しています。学校・教育委員会と警察の連携強化は、児童生徒を加害に向かわせず、健全な育成につなげることを目的としています。

⑤ おごり行為から恐喝へといじめがエスカレートした事例

５月ごろ、小学６年生のＡは同じクラスの４人と一緒にゲームセンターに行ったり、ファミレスで食事をしたりして楽しんでいた。しかし、そのゲーム代や飲食費はＡだけが払っていた。この日、Ａは遊ぶお金がなかったので、家から黙って金を持ち出しており、Ａは４人に対し「このことを誰にも言わないで欲しい」と懇願していた。

後日、４人は「Ａからゲームのメダルを無理やり渡された」「Ａが飲食店で無理やりおごってきた」などと、クラスの中で言いふらしたため、噂となって学年全体に広まった。

ある日、Ａが登校すると、別のクラスのＢがＡに「ゲームセンターに行くからおごってほしい」と言ったが、Ａが断ったところ、ＢがＡに「だってお前、『財布』って言われてるじゃん。知らなかったの」と言ったので、Ａは大きなショックを受けた。

また、４人のうちの一人のＣは、Ａのスマートフォンに何度も電話し「Ａが家から金を盗んでいることを親にバラすからな」と、Ａを脅した。それ以降、Ａは欠席が続くようになった。Ⅰ−③、２−③

学校はいじめと捉え聴き取りを開始したが、Ａに対して最も悪影響を与えたと考えられるＣへの聴き取りについてはＣ本人及び保護者から拒否され、Ⅰ−①、２−①・② 加害児童に対する指導が行われないままとなってしまった。Ⅰ−②

【弁護士からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　Ａや関係者から聴き取りを丁寧に行い、事実を確認する

Ｃが聴き取りを拒否していたとしても、Ａや他の関係児童から事実関係を聴き取り、事実を認定していきましょう。

②　加害児童・保護者に対して認定した事実をもとに説明や指導を尽くす

加害児童が受け入れるかどうかはともかく、認定した事実をもとに説明を尽くし、謝罪の気持ちを醸成させる指導をしましょう。学校ができることを明確にしたうえで、最善を尽くす姿勢が大切です。

③　Ａが安心して登校できる体制を整え、積極的に登校を支援する

Ａが不登校になる前に、安心して登校できる体制を整え、学校から積極的に登校を支援する方策を提案していきましょう。

２　ポイント

①　「いじめ」に対して学校がすべきこと

「いじめ」に対して、学校がすべきことの基本は、①事実関係の調査と認定、②被害児童生徒の心理的サポートや登校支援、③加害児童生徒への指導です。

②　事実の聴き取り方法

“被害児童生徒→周囲の事情を知る児童生徒（傍観者）→加害グループの遠巻きから（聴衆）→中心的な加害児童生徒”の順に一人ずつ個別に複数の教職員で聴き取り、事実の傾聴につとめ（事実確認と指導は分けて行いましょう）、正確にメモをしましょう。仮に中心的な加害児童生徒が否定をしたとしても「いじめ」行為を具体的に認定できることが望ましいでしょう。

③　被害児童生徒の登校支援

被害児童生徒が不登校にならないよう、安心して学校に登校できる体制を整え、積極的に登校を支援する方策を提案していくべきでしょう。学習保障のため、教室への登校以外の方法も提案することが大切です。

学校と警察の相互連絡制度

学校と警察の相互連絡制度を活用して、情報共有、行動連携することもできます。神戸教育ポータル内に、事例集を格納していますので、あわせて確認してください。

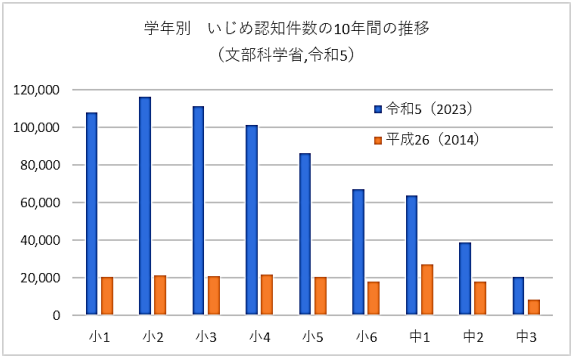

⑥ 事実確認が困難になった事例

小学５年生のＢは、同級生Ａとのゲーム中、ボイス機能やSNSを使って「お金を持ってこい。持って来なかったらどうなるか分かっているな」と脅し、Ａの父親のクレジットカードの画像を送らせた。また、「ゲームに負けたら、プレゼント(ゲーム内の通貨)を送れ」と要求した。Ａは断ったが、SNSで「殴り殺す」などの暴言が送られて怖くなり、Ｂへプレゼントを送った。

Ａの父は、利用者不明の引き出しが、約20件（総額で約18万円分）あることを知り、学校に相談した。学校はＢに聴き取りをしたが、Ｂはクレジットカードの利用についてＡ自身が使用したものであると主張した。また、Ｂの保護者に聴き取り結果を伝えたところ、Ｂの保護者としてもＢの言い分を信じるとのことであった。

ＡとＢの双方の言い分が異なっているため、Ａの保護者が学校に「学校から警察へ通報してほしい」と依頼したが、学校は「責任をもって学校で事実確認する」と回答した。Ⅰ-①･②･③ 2-②

しかし、最後までＢは自分の主張を曲げなかったため、学校では事実関係の確認ができなかった。

【弁護士からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　学校内で処理しようとしない

明らかに恐喝や詐欺などの刑法に触れる悪質なＢの非行行為について、学校内部で処理することは相当ではなく、本件の学校の対応は適正な措置とはいえません。

②　適切な時期に司法当局に相談することを被害者側に促す

学校としては、教育委員会に重大事態の可能性が高い事案として報告することは当然として、まず、Ａ及びその保護者並びにＢ及びその保護者から事情を確認すべきです。Ｂ側が事実を認めようとしない場合は、捜査機関の捜査に拠らないと事実関係の確認は困難と思われますから、Ａの保護者に対し、警察への相談を促すべきです。

③　場合により被害者側の意思を尊重する

Ｂ側が早期に非行事実を認め、損害額を弁償するなど真摯に反省して、今後は学校の指導に従う旨を誓約しているような場合であっても、原則として司法当局への相談はすべきですが、各ケースにおける個別の事情により被害者であるＡ側の意思を尊重して良い場合もあると考えます。

④　非行のあった児童Ｂへの対処

ＡとＢは同級生であるため、学校及び教育委員会はＡが安心して登校できる配慮が必要です。ケースによっては、ＡとＢの接触を避ける工夫を検討することも必要です。

２　ポイント

①　非行のあった児童生徒側に対し、誤った「利益誘導」は絶対にしない

非行のあった児童生徒及びその保護者から事情聴取するに際しては、「正直に言えば、警察には通報せず、学校内部で処理するようにするがどうか」と言って自白を迫るという対応は絶対に避けるべきです。将来、少年審判を含む刑事手続に移行した際、非行のあった児童生徒側から「学校による利益誘導があった」として自白の任意性が争われる可能性が否定できないからです。

②　学校側として告発すべきかどうかの基準

学校から警察への相談について迷った場合には、抱え込むことなく教育委員会に相談することが必要です。

利益誘導

刑事訴訟法319条1項では、「強制、拷問又は脅迫による自白…その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定されています。

最高裁判所の昭和41年7月1日付け判決でも「自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがある」と判断されています。

Check

いじめ早期対応を行うための、アンケート実施体制の整備

□神戸市いじめアンケートについて

法16条には、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」とあります。本市においては、令和2年度から、効果的ないじめアンケートの実施が、児童生徒へのいじめ問題に対する啓発や意識の醸成、また、一人一人を守ることにつながることを念頭に置き、各分野の専門家と学校現場の教職員が中心となって作成した「神戸市いじめアンケート」を実施しております。

また、本市アンケートは記名式としていますが、これは迅速にいじめの対応を行うためであり、学校においては、アンケート実施前の準備及び実施後のいじめの対応体制の整備が必要です。

□いじめアンケート実施にあたって

いじめアンケートについては、その結果はもとより、実施の方法や取り扱いが大変重要になります。いじめアンケートを行うことは、いじめを受けている児童生徒や、いじめを目にした児童生徒の声を一つでも多く拾い、いじめ事案に対し迅速に対応することに繋がります。また、いじめアンケートの実施は、児童生徒自身にいじめについて改めて考える機会を与え、学校としていじめをなくそうとしている姿勢を児童生徒に対して表明する大切な機会となります。

いじめアンケートは、少なくとも年間3回、各学期に1回実施します。時期については、実施後の面談日程や、個別懇談会等の日程を考慮します。

いじめアンケート実施についての留意事項の詳細については、いじめアンケートの送付文に添付しておりますので、この機会に改めてご確認ください。

○いじめアンケート実施後は

実施・回収したアンケートは、すみやかに内容を確認し、管理職も確認するとともに、いじめの疑いがあれば個別に面談を行うなど、適切な対応を行います。長期欠席の児童生徒など、アンケートが実施できない児童生徒がいる場合については、実施できなかった理由を記録します。また、実施したアンケートは、管理・保管方法に留意するとともに、5年間保存してください。

⑦ おごりおごられ行為がエスカレートした事例

小学５年生のＡは、６月頃から同じクラスのＢ、Ｃ、Ｄにおかし等をおごらされていた。Ⅰ-②、2-① Ａがコンビニに行くと、３人は店の中までついて行き、ジュースやお菓子などを買うようにしつこくせがんだ。３人へのおごり行為は、多いときは合計で2000円を超すこともあったが、Ａは、３人との友人関係が悪くなることが嫌だったので、いつも仕方なくおごってしまっていた。Ⅰ-②、2-①、2-②

また、ＡとＢは同じ塾に通っており、その塾の帰りにも、ＢはＡに何度もねだり、Ａは毎回300円程度、Ｂにおごることがあった。Ⅰ-②、2-①、2-②

12月頃、Ａが他の３人とスマートフォンでゲームをしていた際、「ゲームのコイン」や「ＳＮＳのスタンプ」など、合わせて3000円の課金（Ｂ、Ｃ、Ｄのものを含む）をさせられた。Ⅰ-②、2-①、2-② さらに、ＡのスマートフォンをＢが勝手に使って課金することがあり、購入履歴は多いときで、１日５万円にもなっていた。2-②

翌年１月頃、利用明細を見たＡの父は、自身のクレジットカードが不正利用されたと思い、警察に相談したところ、いじめが発覚した。

２月以降Ａは登校できなくなり、憤慨したＡの父は、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びその保護者との話し合いの場を設定してほしいと学校に訴えた。Ⅰ-③、2-③ また、学校がいじめアンケートを再確認すると、11月に行ったＡのアンケートには「いじめられている」との記載があったが、担任は、その記載を見落としていたことが発覚した。Ⅰ-①

【弁護士からのアドバイス】

１　具体的な手立て

①　被害児童Ａと接触し、事実関係や気持ち、意向を丁寧に聴き取る

アンケートの見落としは素直に謝罪しつつ誠実に対応しましょう。特に、被害児童本人との接触の機会を逃してそのまま不登校になってしまった場合、児童への聴き取りや意向の確認が難しくなり、解決困難度は格段にあがります。

②　事実関係を調査して「いじめ」の評価を行い、それに基づく加害児童への指導を進める

関係者や加害児童からも事実の聴き取りをして整理し、「いじめ」の評価を行った上で、加害児童に指導し、反省や謝罪の気持ちを醸成させていきましょう（もちろん謝罪を強制することはできません）。

③　Ａが安心して登校できる方法を積極的に提案していく

別室登校やオンラインでのサポート等、被害児童が安心して学習できる方法を学校が積極的に提案しましょう。

２　ポイント

①　事実関係の調査手法

5W1Hを意識しつつ、いつ誰から何をされたかという事実や被害児童の気持ちや意向を、誘導せずに確認していきましょう。

②　「いじめ」の評価

現行法上の「いじめ」の定義は相当広く、該当する可能性は極めて高いところです。安易に否定したり、該当しない前提で対応したりすべきではないでしょう。

③　「謝罪の会」は慎重に

加害児童に謝罪の気持ちを醸成させることは大切ですが、学校が謝罪を強制することはできません。事実関係について共通認識ができなければ建設的な「謝罪の会」はもてません。安易・早期な開催は控えましょう。

不正アクセス禁止法

他人のアカウントのＩＤやパスワードを悪用してログインした場合、不正アクセス禁止法に抵触する可能性があります。その場合の法定刑は、３年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金、時効は３年です。

子供のＳＯＳを見逃さない！

いじめアンケートは、普段自分の言葉で教職員に相談しにくい児童生徒を救う大切なものです。

本事案の場合、Ａは勇気を振り絞ってアンケートに記載したのかもしれません。

いじめアンケート実施後は、管理職も含め、必ず複数の教職員で確認し、早期発見・早期対応に努めましょう。

なお、令和５年度、神戸市いじめアンケートによる、いじめの発見は15.2%でした。

⑧ いじめを行った生徒への指導が行われなかった事例

Ｂは中学２年のＩ学期から、些細なことで腹を立て、Ａに対して「死ね、殺すぞ」などと暴言を吐いていた。２学期に入ってからはＡへの「肩パン」が始まり、周囲にいた生徒はその様子をあおるようになった。

２学期以降、Ａは腹痛を理由とする欠席が断続的に続いた。担任がＩ０月初旬にＡ宅に家庭訪問した際、Ａの口から「嫌な奴がいる」としてＢの名前が挙がったが、Ⅰ-② 併せて「Ｂには伝えないでほしい」との希望もあったため、担任からＢへの指導は行われなかった。Ⅰ-③

Ｉ０月中旬、ＡはＢから「ヘッドロック」を繰り返され、護身のためにカッターナイフを持ち歩き気持ちの安定を図っていたが、[2] １１月には不登校となった。

後日、Ｉ学期末に実施したＡのいじめアンケートを確認すると、いじめられているとの記載があったが、担任は見落としており、情報共有もなされていなかった。Ⅰ-①

【弁護士からのアドバイス】

１　具体的な手立て

①　アンケートの確認体制を確立する

まず、実施されたいじめアンケートの結果を担任が見落としていた点が大きな問題です。このようなミスを防止するためには、複数の教員による確認体制を整えるべきです。アンケートは、学年会、生徒指導部会、校内研修などで、定期的に活用することが必要です。管理職も、アンケートを確認し、更にアンケートアンケート活用状況を把握することが肝要です。

②　いじめの事実を認識した場合、迅速に事情を聴取し、早期の対策を講じる

担任は、遅くとも１０月初旬の家庭訪問において、ＡがＢのことを「嫌な奴」であると感じていることを知ったのですから、直ちにその理由を聴く必要があります。その際Ａに対する暴言・暴行の内容を把握できた場合は、Ａの意向に関わらず、管理職や保護者と情報共有して対処すべきですし、教育委員会事務局へも報告すべきです。仮に、Ａが詳細を語らなかった場合であっても、周囲の生徒に様子を聴いたり、いじめアンケートを確認したりするなどできる範囲の調査をすべきです。

③　被害生徒の意向を尊重するとしても、担任独自で処理判断をしない

たとえＡが「Ｂには伝えないでほしい」と希望したとしても、担任が、管理職及び保護者に報告することもなく放置したことは適切な措置とは言えません。なぜＡは「Ｂには伝えないでほしい」と考えているのか、その理由も確認し、保護者と情報共有することが大切です。

２　ポイント

暴力行為はエスカレートしがちであることを認識しなければなりません。

特に相手方がはっきりと拒否する姿勢を示していないケースでは、得てして暴力行為はエスカレートしがちです。本件でも周囲の生徒の加担や同調があってＢからＡへの「肩パン」が繰り返され、プロレスの「ヘッドロック」に至り、これに対してＡはＢに対する恐怖心から「護身用のカッターナイフ」を持ち歩くようになっており、傷害や自死事案などに発展するおそれすらあったと言えます。

傷害罪の実行行為

傷害は、暴行を手段とするものでなくても、たとえば人を脅して精神に障害を与えるというような場合も該当します。また、ストーカー行為や名誉毀損行為を繰り返し、精神的ストレスによってひどいうつ病性障害を負わせた場合も傷害罪の実行行為に該当するとされ、それと傷害結果との因果関係も肯定されています（神戸地裁平成２１年４月１７日判決）。

ですから、いじめが繰り返され、いじめの対象となった児童生徒が重度のうつ病に陥ったような場合にも傷害罪が成立する可能性があります。

Check

児童生徒理解を大切にした教育相談体制の確立

□「困った、助けて」と言える雰囲気づくり

困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を大きく左右します。成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩であると理解することが大切です。ご自身の学校に、「困った、助けて」と言える雰囲気があるか、「困った」をしっかり受け止めることができる教職員の体制ができているか、再確認しましょう。

□教育相談活動の全校的展開

生徒指導提要「第3章　チーム学校による生徒指導体制」に、教育相談活動の全校的展開の記載があります。いじめが重大化する原因の一つに、早期発見に対する課題があります。

今日、児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出す方法の一つに、定期的な相談があります。定期相談は、5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。いじめアンケート実施後に、学校全体で定期相談の機会を設ける手法も効果的です。

□ケース会議の開催

困難な状況において苦戦している特定の児童生徒がいる場合には、ケース会議を行います。その際、SC　や　SSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。また、緊急性の高い事案が発生し、校内だけでは対応が難しい場合には、外部機関との連携の可能性を探ります。

生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われます。生徒指導におけるアセスメント（見立て）の重要性を再確認しましょう。

⑨ 部活動での暴力行為が重傷事故になった事例

中学２年生で運動部に所属しているＡは、運動能力が高くⅠ年生からレギュラーだったが、同じ部活動の３年生の中では態度が悪く生意気だと噂になっていた。Ⅰ-② ６月上旬の放課後、グラウンドで練習していたＡは、同じ部活動の３年生たちから体育倉庫に呼び出された。３年生のＢがＡに「練習態度が悪いから罰としてグラウンドを 20 周走れ」と詰め寄ったが、ＡがＢに言い返したため、Ｂが激高しＡを怒鳴りつけたうえ顔面を殴った。2-①・②・③ 他の部員からＡが３年生に呼び出されたことを聞いた顧問が体育倉庫に駆けつけたところ、Ａが鼻から大量に出血していたため、病院へ搬送したところ、鼻骨の骨折と診断された。

顧問は、Ｂに対して暴力行為は許されないことを指導するとともに、家庭訪問しＢの保護者に報告した。翌日、ＢとＢの保護者はＡの自宅を訪問し、ＡとＡの保護者に直接謝罪したが、Ａの保護者から顧問に、謝罪時のＢの態度が良くなかったので、Ｂを部活動に参加させないでほしいと連絡があった。Ⅰ-① 顧問がＢの保護者にＡの保護者の意向を伝えたところ、Ｂの保護者は了承し、Ｂは部活動を退部することとなった。Ⅰ-②・③

【大学教員からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　指導は説得とは違う

Ｂの謝罪時の態度が良くなかったとのことですが、指導に対して、納得していない可能性があります。Ｂが自身の行為を心の底から反省し、納得して謝罪できていれば、ここまで問題が深刻化しなかった可能性があります。

②　普段から、ピンチをチャンスに変える視点をもって生徒指導を行う

たとえばＡに対しては、日常から、礼儀や言葉づかいなど、自分自身を見直す機会をつくることが必要です。日頃から生徒の課題を捉えた際には、成長支援の観点を大切に粘り強く指導を行いましょう。

③　児童生徒が希望をもてる生徒指導を行う

たとえばＢに対しては、高校で運動部に所属することも可能であるため、進路に希望をもたせる指導の継続が必要です。進路に希望がもてないと、子供の問題行動は増加します。

２　ポイント

①　生態学の視点では、中学生はディスプレイが強くなる

ディスプレイとは、「俺は強いんだ」とわざと反抗したり、暴力的になったりすることです。本件のＡとＢは、ともにディスプレイしているとも言えます。暴力行為に関する加害児童生徒数は、小６から中Ⅰになると、約２倍に急増します。小６から中Ⅰでは大きく環境が変わり、ディスプレイが起きやすく、中Ⅰギャップに繋がります。

②　部活動内のルールを確立する

部活動においてもルールを確立し、ルールを守ることで、より有意義な活動ができることを理解させることが必要です。

③　部活動内のリーダーを育成する

部活動では、部長、副部長などのリーダーの育成が必要です。部活動内の問題はミーティング等で解決し、状況に応じて、部活動担当教員も関わることが求められます。

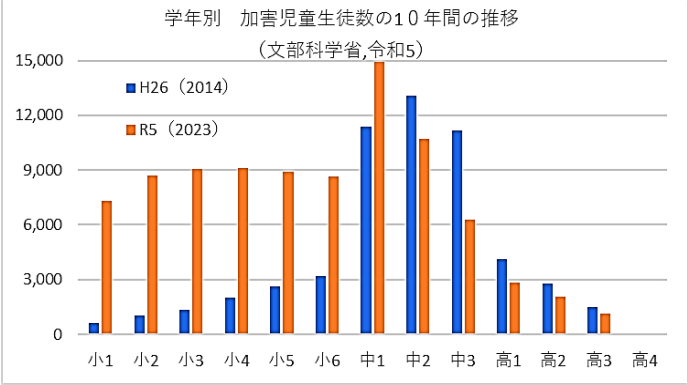

ディスプレイ

学級や部活動では、「俺は強い」や「私が中心」などのディスプレイが起きやすくなります。特に環境が大きく変わる小学校から中学校への進級、部活動では、３年生が卒業し２年生が最上級生になった場面では起こりやすくなります。

対策としては、暴力やいじめでディスプレイするのではなく、学校生活で認められる形（例：行事など）でディスプレイさせ、社会的承認欲求、自己表出場面を満たすことが効果的です。

⑩「いじり」と「からかい」によって不登校になった事例

中学１年生のＡは、休み時間や放課後によく同級生のＢ、Ｃと過ごしていた。夏休み明け、ＢがＡに「その髪ヤバ」と言ってＡの髪を触り始めた。Ａはクセ毛が強くパーマをかけているように思われることが嫌で仕方なかった。不愉快になったＡが「いいだろ、別に」と言ったとき、通りかかったＣが「パーマ、かっけぇ」と笑い、Ａの髪を触り始めた。2-① Ａは Ｂ、Ｃの手を振り払い、その場を去った。以降、Ｂ、Ｃは事あるごとに、Ａの髪型をからかい、Ａが怒る姿を見て楽しむようになった。2-①

２年生になっても、Ａは Ｂ、Ｃにからかわれ嫌な思いをしていた。1-② Ｂ、Ｃの他にもＡがいじられる姿を楽しそうに見ている生徒もおり、Ａに対する「いじり」と「からかい」は、さらにエスカレートした。2-①

２年生の９月頃、Ａは突然母に「もう学校に行きたくない」と漏らした。1-② 母はＡがいじられたり、からかわれたりしていることを学校に電話したが、担任は「みんなでふざけているだけですよ」と答えた。1-①、2-①

その後、Ａは不登校となり、担任が家庭訪問しても会うことすらできなくなった。1-①、2-②

【心理士からのアドバイス】

１　具体的な手立て

①　被害生徒の保護者の訴えを聴く

保護者の訴えを気持ちと事実とに分けて聴き取った後、学校で事実確認などの調査をする旨を伝えます。家庭訪問して、本人の様子を確認し、保護者の心配な気持ちに寄り添いながら話を聴き、信頼の回復に努めます。

②　被害生徒本人からこれまでの経過を聴く

これまでの経過とともに、嫌な気持ちを一人で抱えてきた辛さを共感的に聴きます。現在の気持ちや今後の希望について話し合い、必要に応じて、本人や保護者へ SC との面談を勧めます。

③　加害者から事実関係を聴き取る

加害生徒への事実確認は、関係者も含め、誰が、いつ、どこで、何をどのようにしたか、詳しく聴き取り事実の概要を明らかにします。必要に応じ、加害生徒や保護者へも SC との面談を勧めます。

２　ポイント

①　いじめを見逃さない環境づくり

事例の経過から、担任をはじめとする教員や生徒、学校全体の「いじめ」感知の甘さが窺われます。職員研修・いじめ未然防止教育を強化し、学校全体で「いじめ」を見逃さず、許さない環境づくりに取り組みます。また、いじめアンケート後に教育相談週間を設け、結果を学年・学校で情報共有し、早期発見や児童生徒との関係づくりに役立てます。さらに、対応方針を検討した後、役割を分担して解決に向けた方策をそれぞれ実行します。

②　家庭訪問の継続

曜日や時間を決めて定期的に家庭訪問し、保護者の不安な気持ちや本人の様子を聴き、学校の様子を伝えます。本人に会えずとも手紙などを活用し、地道な家庭訪問の継続で本人と保護者を支え、学校からの脱落感を防ぎます。

③　再登校についてはスモールステップ

登校について、本人や保護者の考えや意向を聴き、よく話し合います。保健室や校内サポートルームの利用、くすのき教室やフリースクールへの登校など、多様な学びの場があります。本人が取り組めることから始めましょう。

言語化の効用

誰にも話せない状態が続くとストレスが溜まります。言葉にすると、モヤモヤが整理され、すっきりします。話すだけでなく、書くことも有効です。信頼できる友達と話したり、相談したりすることで「悩みを言語化」しましょう。

ソーシャルサポート

家族や友人、隣人など周囲の人々からの有形、無形のサポートなどがあります。私たちは互いに助け合って生活しています。困ったときに「助けて」と頼むこと（援助希求性）は、これからの時代には必要な能力です。

Check

学校が学び続ける組織であり続けるために

□今日的な課題に対応する職員集団づくり

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態も増加傾向にあります。とりわけ、SNS 内で行われるいじめ等、教職員や保護者から見えにくいものも多く、今後、その対応はますます難しくなることが想定されます。

いじめ事案等が発生した場合、生徒指導提要や生徒指導マニュアル等を参考にし、適切な判断のもとに組織で対応することが求められます。

また、いじめ事案等に関しては、初期対応が重要であり、現場に居合わせた教職員のその場での判断が重要となります。

それぞれの教職員が適切な対応ができるために大切なのは、研修等を通した不断の研究と修養です。

□生徒指導に関する研修の方向性

生徒指導を効果的に進めるには、単に問題の原因探しをするだけでなく、問題の構造や本質を冷静に探究・吟味し、必要があれば、意見や取組での対立にも考慮し、バランスのとれた具体的な解決策を見いだそうとする姿勢が不可欠です。避けなければならないのは、問題の本質を理解しようとする姿勢を失い、問題の原因を児童生徒本人や家庭のみにあると決めつけて、教職員と児童生徒は相互に影響し合うという認識を欠いてしまうことです。

生徒指導に関する研修というと、生徒指導係教員が受けるものという印象があるかもしれませんが、そうではありません。当然、各個人が生徒指導の力量を高める方法もありますが、生徒指導上の諸課題を同僚と協働して解決していくことを通して、教職員集団の認識や行動を変化させ、結果として個人の力量形成につなげていくという視点を持つことも不可欠です。

生徒指導体制について、各学校において、教職員同士が継続的な振り返りを通して、学び合う文化・風土が根付くように、校内研修の一層の工夫と充実を図ることが求められています。

生徒指導研修について、お悩みのことがあれば、いつでも児童生徒課までご連絡ください。また、長期休み等に児童生徒課の主事が学校に訪問し研修を行うことも可能ですので、いつでもご相談ください。

⑪ SNSをとおして問題が複雑化した事例

ある日、小学６年生のＡは友人のＢ、Ｃを SNS で遊びに誘ったが「用事があるから」と断られた。断られた後もＢ、Ｃは SNS 上でやり取りを続けており、Ａは SNS でやり取りができるのであれば、一緒に遊ぶことができたのではないかと考え、Ｂ、Ｃに対して怒りの感情をもった。

また、Ａは同級生のＤに好意を寄せていた。そのため、ＡはＢ、Ｃが、Ｄと仲良さそうに話していることに嫉妬し、舌打ちや貧乏ゆすりをしたり、露骨に嫌な表情をしたりし、最後には無視をするようになった。

Ａの態度にＢはショックを受け、Ｂは頭痛を理由に学校を欠席することが続いた。Ⅰ-② その後、SNS ではＢ、Ｃらを含めた複数の児童がＡに非難のコメントを送るなど、やり取りがエスカレートし、2-①・② Ａは不登校となった。

Ａの欠席が続いたため、担任が家庭訪問し、Ａの保護者に欠席理由を尋ねたところ、Ａが友人関係で悩んでいて、今は学校へ行きたくないと言っているとの説明があり、事実が発覚した。Ⅰ-①・②・③

【大学教員からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　事実関係をきちんと把握する

本件は、大人が気づいた時には、SNS 上でのトラブルが深刻化し、不登校になっている状況です。SNS でのいじめ・トラブルは、お互いの顔が見えない状況のため、エスカレートしていきます。背景にどのような事実や関係、思いがあったのかを関係者から丁寧に聴き取り、事実関係を正しく把握することが必要です。

②　個別に寄り添いながら事実確認をする

事実確認はもちろん大切ですが、Ａ、Ｂ、Ｃの思いや感情、困り感に寄り添うことが大切です。どういう気持ちから行為に至ったのかを確認しながら事実確認を進めましょう。その際、Ａ、Ｂ、Ｃのそれぞれへ個別に複数の教員で対応することが大切です。また、事実確認だけを優先させると、事情聴取のようになってしまい、子供たちの心は教員から離れてしまうため、注意が必要です。

③　相手の立場に立って気持ちを考える機会をもつ

学校から３人に対し、６年生として残りの小学校生活をどのように過ごしてほしいという、教員のメッセージも伝えましょう。また、SNS でのやり取りは、エスカレートした場合に言葉でお互いを傷つけあう結果となることもあると伝え、相手がどんな気持ちになったかも確認しながら、お互いの SNS のやり取りをふり返る指導を行いましょう。

２　ポイント

①　SNS トラブルの増加

本市におけるパソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされるいじめの認知件数は、令和４年は 453 件、令和５年は 430 件。教員・保護者が気付かないうちに複雑化することが多くあります。

②　情報モラル教育をとおして、未然防止の取り組みを推進する

今後、SNS トラブルはますます増加することが想定されます。起こったトラブルに対応することは非常に体力を使います。学校は教育機関です。教育機関の強みを生かし、積極的に情報モラル教育を実施し、未然防止の取り組みを推進しましょう。また、それらの取り組みを学校だよりなどで保護者に発信することも有効です。

SNS と犯罪（情報モラル教育）

法律を子供に学ばせたり、探求させたりすることは効果的です。

①「Ｉ子はカンニングをした」「Ｉ子は万引きをした」などと嘘の情報をＳＮＳで発信したらどうなるの？

名誉毀損罪で、３年以下の拘禁刑
または、罰金 50 万円以下の罪

侮辱罪　厳罰化

②「Ｉ子うざい」「Ｉ子きもい」とＳＮＳで何度も書いた場合はどうなるの？

侮辱罪で、
１年以下の拘禁刑もしくは 30 万円以下の罰金または拘留もしくは科料。
時効は、３年。

⑫ SNSのトラブルから不登校になった事例

９月下旬、中学１年生のＡは、同級生ＢのSNSに「うざいやつをいじめよう」というメッセージが掲載されていることに気付いた。そのメッセージはＢとSNSでつながりのある複数の者が閲覧できる状況にあり、Ａは「うざいやつ」という言葉は自分を意味しているのではないかと思った。

翌日、Ａは登校した際、なんとなく自分が周囲から無視されているように感じた。帰宅後、塾に行った際、友人からＢが所属するSNSグループ内でＡの写真がアップされていることを知らされた。

さらに翌日、学校の友人から、Ｂが「Ａをいじめよう」とSNS上で呼びかけていると教えてもらったので、ＡはSNSに掲載された画像を友人から入手し、担任に相談した。Ⅰ-① 担任はＢに指導を試みたが、Ｂは反抗することも多く、指導は上手くいかなかった。Ⅰ-③

10月に入り、Ａは不登校となった。Ⅰ-②、②-③

【心理士からのアドバイス】

Ⅰ　具体的な手立て

①　気持ちにも焦点を当てた聴き取り

事実確認とともに被害生徒の気持ちも丁寧に聴き取ります。加害生徒への事実確認は、関係者も含め、誰が、いつ、どこで、何をどのようにしたかを聴き取り、事実の概要を明らかにするように努めましょう。

②　被害生徒・保護者に寄り添った支援

家庭訪問などで被害生徒の保護者に、確認できた事実とこれまでの学校の対応を説明します。被害生徒や保護者の現在の気持ちを聴き取り、解決に向けた希望や考えについても話し合い、了承を得ながら支援を進めます。被害生徒やその保護者が、学校は自分たちの心の安全確保に努めてくれていると感じられるよう支援を続けます。

③　加害生徒への対応

加害生徒にも、行動を起こした事情や背景を丁寧に聴き取ります。行動に至った事情がわかると、解決の糸口が見つかることがあります。また、加害生徒へSCとの面談を積極的に提案しましょう。

２　ポイント

①　書き込み内容の保存と削除依頼

SNS上の嫌がらせについて訴えがあった場合、その内容を確認後、書き込みのあった掲示板等のＵＲＬを控え、プリントアウトなどして内容を保存します。削除依頼など、学校だけの対応で解決できない場合は、教育委員会や警察に相談しましょう。兵庫県警察サイバー相談電話（078-341-7441）

②　情報モラル・いじめ未然防止教育の徹底

再発防止のために、学級や学年でSNS利用について話し合う機会を設けます。学校全体で情報モラル・いじめ未然防止教育を行い、SNSによるいじめを許さない環境をつくります。

③　心のケアと登校支援

学校からSCとの面談を積極的に勧めるとともに、家庭訪問を継続し、被害生徒・保護者の心情に配慮した支援を行います。登校については、保健室や校内サポートルーム、くすのき教室の紹介など、被害生徒の希望や状況に合わせて提案します。

掲示板の管理者への削除依頼

削除依頼の方法は、各掲示板によって異なるので、「先に利用規約」などに書かれている削除依頼方法を確認します。教育委員会事務局から委託業者をとおして削除依頼をすることもできますので、上記のような事案は児童生徒課に相談しましょう。

ネットいじめ対応マニュアル

文部科学省は、「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（平成20年11月）を発行しており、相談窓口やネットいじめへの対応を詳しく紹介しています。

令和７年７月

神戸市教育委員会

① 性被害によって不登校になった事例

小学 4 年生の A が同じ学級のB、Cと一緒に公園で遊んでいた際、突然、Bが A のズボンの上から陰部を触った。A はびっくりして「何するの」とBに言うと、Bは「触ったっていいじゃん」と笑いながら言い、さらに触った。Cも「パンツ脱がせるぞ」と言って、Aのズボンに手を掛けた。A が「やめてよ」と叫び、必死に抵抗する様子を、B は笑いながら見ていた。

1 カ月後、別の公園で、A は友人を含む 6 人で遊んでいた。Bは A に「パンツ下げて」と言った。A は「えっ、嫌だよ」と言ったが、Cが無理やり A のズボンを下げたため、A はパンツのみ着用した状態でその場に立った。さらに B が「パンツ下げないと殺すぞ」と言ったので、A はパンツを下げた後、パンツをゆっくりと上げ下げした。その様子を見て A 以外の5人はくすくすと笑っていた。

翌日から、Aは不登校になった。A の保護者は学校に相談したが、学校からは警察に相談するようにと回答があった。A が不登校になって以降、学校からは別室登校や、関係機関の案内はあったが、Aに積極的に関わろうとしない学級担任に対し、保護者は不信感をもっていた。その後、A の保護者は警察に被害届を提出した。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 医師からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

② クラスのリーダーが不登校になった事例

小学6年生の A は普段からカッとなることが多くあった。そんな A を支援したいと考えた担任は、クラスのリーダー格で面倒見のよい B に、「A の話を聞くなど支えてほしい」とお願いした。

あるとき、A は複数の児童の会話のなかに自身も入れてもらおうとしたところ拒まれた。A は立腹し、近くの机を蹴った。担任から A の支援を頼まれていた B は A を制止したが、A は大声を出して暴れた。その様子をみた担任は、A を抱きかかえるようにして制止させた。

次の日、B が体育館から教室に戻った際、A からはさみを向けられた。B は A を注意しつつも、身の危険を感じ A から逃げた。A はさらに B を追いかけ、追いついた A は、B の顔の前に再度はさみを向けた。B は A からはさみを取り上げたが、そのとき、指を切るケガをした。はさみを取り上げられた A は大声をあげ、B を蹴った。

放課後、担任は B 宅に家庭訪問し、保護者に状況を説明した。その日の夜、B の保護者から学校に連絡があり、B が A にはさみを向けられたことを思い出し精神的に不安定になっていると相談があった。

その後、B は断続的に欠席するようになり、不登校になった。学校は A 宅へ家庭訪問をしたところ、A の保護者は精神疾患を抱えており、A は家庭内で家事や保護者の世話をしていることが分かった。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) SSW からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

③ 暴力行為と金銭要求が繰り返し行われた事例

小学4年生のころ、A と B は日頃から一緒にいたので、学校は 2 人が仲の良い友達だと認識していた。学校は、5年生への進級に伴う学級編成で、A と B を同じクラスとした。

5年生の I 学期、B が A に「金持ってきたか」と迫り、A は B に 3 千円を手渡した。B は A を睨みつけ「なんだこれだけかよ。もっと出せよ」と言って A の髪を引っ張った。B は痛がる A を無視するように、何度もその場で引きずり回した。

以降、B は A に対して恐喝を繰り返すようになった。A が B に渡していた金額は、I 回あたり数百円程度のときもあれば、I 万円を超えることもあった。A はお年玉を少しずつ B に渡しており、B はその金をカードゲームやお菓子の購入、ゲームセンターでの遊興費に充てていた。A は B に対して、恐怖心を抱いていたが、金を渡すと B の機嫌は良くなったので、日常的にお金を渡し続けた。

小学 6 年生になり2人は別のクラスになったが、B から A への暴力行為と恐喝は続いた。ある日、A の母親が買い物に出掛けようとした際、財布の中のお金が明らかに減っていることに気付き、いじめが発覚した。A の保護者が学校に相談した際、学校からは警察に相談するように助言があったが、A の保護者は、警察へ相談をすることでよりいじめがエスカレートするのではないかと不安に思った。しかし、それ以降、学校からの連絡がなかったので、A の保護者は警察しか頼るところはないと考え、警察に相談することにした。学校は警察からの連絡を受け、A の自宅に担任と学年主任が家庭訪問をしたが、A と A の保護者から信頼を取り戻すことはできなかった。

(I) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 弁護士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

④ 複数の児童からのいじめにより登校ができなくなった事例

小学 6 年生の A は、5月頃より同級生の B、C、D、E らから、筆箱隠しや靴隠し、冷やかし、頭や腕を叩くなどのいじめ行為を受けていた。ある日、冷やかしに腹を立てた A が D を追いかけたところ、D が転倒し出血を伴う軽い怪我をした。数日後、A は校内でこの4人を含めた複数の児童に取り囲まれ、D に怪我をさせたことについて激しく罵倒された。帰宅後 A は母に「学校に行きたくない」と泣きながら訴えた。驚いた A の母はすぐに学校に電話したが、電話のみで対応した担任に対して、いじめに気付かなかったこと、加害者への対応が甘いことなどに不満をもった。A はこの一件以降登校できなくなり、A の保護者の要望を受けた担任は夏休みに 7 日間、A に対する学習時間をとった。

9月には SC を交えて A の保護者と話し合いを行い 、今後は校長室での個別学習を行いながら SC と連携のうえ問題解決に向けた支援を行うこととした。A は、数日間は校長室に登校することはあったが、教室に復帰することはできなかった。その後、青少年育成センターに通うことになったが、再登校はできなかった。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 大学教員からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

⑤ おごり行為から恐喝へといじめがエスカレートした事例

5 月ごろ、小学6年生のAは同じクラスの 4 人と一緒にゲームセンターに行ったり、ファミレスで食事をしたりして楽しんでいた。しかし、そのゲーム代や飲食費はAだけが払っていた。この日、Aは遊ぶお金がなかったので、家から黙って金を持ち出しており、A は 4 人に対し「このことを誰にも言わないで欲しい」と懇願していた。

後日、4 人は「Aからゲームのメダルを無理やり渡された」「Aが飲食店で無理やりおごってきた」などと、クラスの中で言いふらしたため、噂となって学年全体に広まった。

ある日、Aが登校すると、別のクラスのBが A に「ゲームセンターに行くからおごってほしい」と言ったが、Aが断ったところ、Bが A に「だってお前、『財布』って言われてるじゃん。知らなかったの」と言ったので、Aは大きなショックを受けた。

また、4 人のうちの一人のCは、Aのスマートフォンに何度も電話し「Aが家から金を盗んでいることを親にバラすからな」と、Aを脅した。それ以降、Aは欠席が続くようになった。

学校はいじめと捉え聴き取りを開始したが、Aに対して最も悪影響を与えたと考えられるCへの聴き取りについては C 本人及び保護者から拒否され、加害児童に対する指導が行われないままとなってしまった。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 弁護士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）

⑥ 事実確認が困難になった事例

小学5年生のBは、同級生Aとのゲーム中、ボイス機能や SNS を使って「お金を持ってこい。持って来なかったらどうなるか分かっているな」と脅し、A の父親のクレジットカードの画像を送らせた。また、「ゲームに負けたら、プレゼント(ゲーム内の通貨)を送れ」と要求した。A は断ったが、SNS で「殴り殺す」などの暴言が送られて怖くなり、B へプレゼントを送った。

A の父は、利用者不明の引き出しが、約 20 件（総額で約 18 万円分）あることを知り、学校に相談した。学校は B に聴き取りをしたが、B はクレジットカードの利用について A 自身が使用したものであると主張した。また、B の保護者に聴き取り結果を伝えたところ、B の保護者としても B の言い分を信じるとのことであった。

A と B の双方の言い分が異なっているため、A の保護者が学校に「学校から警察へ通報してほしい」と依頼したが、学校は「責任をもって学校で事実確認する」と回答した。

しかし、最後まで B は自分の主張を曲げなかったため、学校では事実関係の確認ができなかった。

（1）事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

（2）グループで問題点を話し合いましょう。

（3）弁護士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）

⑦ おごりおごられ行為がエスカレートした事例

小学５年生のＡは、６月頃から同じクラスのB、C、Dにおかし等をおごらされていた。Aがコンビニに行くと、３人は店の中までついて行き、ジュースやお菓子などを買うようにしつこくせがんだ。３ 人へのおごり行為は、多いときは合計で 2000 円を超すこともあったが、Aは、３ 人との友人関係が悪くなることが嫌だったので、いつも仕方なくおごってしまっていた。

また、AとBは同じ塾に通っており、その塾の帰りにも、Bは Ａ に何度もねだり、A は毎回 300 円程度、B におごることがあった。

１2 月頃、A が他の3人とスマートフォンでゲームをしていた際、「ゲームのコイン」や「SNSのスタンプ」など、合わせて 3000 円の課金（B、C、Dのものを含む）をさせられた。さらに、A のスマートフォンをBが勝手に使って課金することがあり、購入履歴は多いときで、１ 日 ５ 万円にもなっていた。

翌年１月頃、利用明細を見た Ａ の父は、自身のクレジットカードが不正利用されたと思い、警察に相談したところ、いじめが発覚した。

２月以降 Ａ は登校できなくなり、憤慨した Ａ の父は、B、C、D 及びその保護者との話し合いの場を設定してほしいと学校に訴えた。また、学校がいじめアンケートを再確認すると、１１ 月に行ったAのアンケートには「いじめられている」との記載があったが、担任は、その記載を見落としていたことが発覚した。

（１）事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

（2）グループで問題点を話し合いましょう。

（3）弁護士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）

⑧ いじめを行った生徒への指導が行われなかった事例

B は中学2年の1学期から、些細なことで腹を立て、A に対して「死ね、殺すぞ」などと暴言を吐いていた。2学期に入ってからは A への「肩パン」が始まり、周囲にいた生徒はその様子をあおるようになった。

2学期以降、A は腹痛を理由とする欠席が断続的に続いた。担任が 10 月初旬に A 宅に家庭訪問した際、A の口から「嫌な奴がいる」として B の名前が挙がったが、併せて「B には伝えないでほしい」との希望もあったため、担任から B への指導は行われなかった。

10 月中旬、A は B から「ヘッドロック」を繰り返され、護身のためにカッターナイフを持ち歩き気持ちの安定を図っていたが、11 月には不登校となった。

後日、1学期末に実施した A のいじめアンケートを確認すると、いじめられているとの記載があったが、担任は見落としており、情報共有もなされていなかった。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 弁護士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

研修用 WS

⑨ 部活動での暴力行為が重傷事故になった事例

中学２年生で運動部に所属しているＡは、運動能力が高く1年生からレギュラーだったが、同じ部活動の3年生の中では態度が悪く生意気だと噂になっていた。6月上旬の放課後、グラウンドで練習していた Ａ は、同じ部活動の3年生たちから体育倉庫に呼び出された。3年生のＢがＡに「練習態度が悪いから罰としてグラウンドを 20 周走れ」と詰め寄ったが、Ａが Ｂ に言い返したため、Ｂが激高し Ａ を怒鳴りつけたうえ顔面を殴った。他の部員から Ａが3年生に呼び出されたことを聞いた顧問が体育倉庫に駆けつけたところ、Ａ が鼻から大量に出血していたため、病院へ搬送したところ、鼻骨の骨折と診断された。

顧問は、Ｂ に対して暴力行為は許されないことを指導するとともに、家庭訪問し Ｂ の保護者に報告した。翌日、Ｂ と Ｂ の保護者は Ａ の自宅を訪問し、Ａ と Ａ の保護者に直接謝罪したが、Ａ の保護者から顧問に、謝罪時の Ｂ の態度が良くなかったので、Ｂ を部活動に参加させないでほしいと連絡があった。顧問が Ｂ の保護者に Ａ の保護者の意向を伝えたところ、Ｂ の保護者は了承し、Ｂ は部活動を退部することとなった。

（1）事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

（2）グループで問題点を話し合いましょう。

（3）大学教員からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）

研修用 WS

⑩ 「いじり」と「からかい」によって不登校になった事例

中学 1 年生の A は、休み時間や放課後によく同級生の B、C と過ごしていた。夏休み明け、B が A に「その髪ヤバ」と言って A の髪を触り始めた。A はクセ毛が強くパーマをかけているように思われることが嫌で仕方なかった。不愉快になった A が「いいだろ、別に」と言ったとき、通りかかった C が「パーマ、かっけぇ」と笑い、A の髪を触り始めた。A は B、C の手を振り払い、その場を去った。以降、B、C は事あるごとに、A の髪型をからかい、A が怒る姿を見て楽しむようになった。

2 年生になっても、A は B、C にからかわれ嫌な思いをしていた。B、C の他にも A がいじられる姿を楽しそうに見ている生徒もおり、A に対する「いじり」と「からかい」は、さらにエスカレートした。

2年生の9月頃、A は突然母に「もう学校に行きたくない」と漏らした。母は A がいじられたり、からかわれたりしていることを学校に電話したが、担任は「みんなでふざけているだけですよ」と答えた。

その後、A は不登校となり、担任が家庭訪問しても会うことすらできなくなった。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 心理士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）

⑪ SNSをとおして問題が複雑化した事例

ある日、小学 6 年生の A は友人の B、C を SNS で遊びに誘ったが「用事があるから」と断られた。断られた後も B、C は SNS 上でやり取りを続けており、A は SNS でやり取りができるのであれば、一緒に遊ぶことができたのではないかと考え、B、C に対して怒りの感情をもった。

また、A は同級生の D に好意を寄せていた。そのため、Aは B、C が、D と仲良さそうに話していることに嫉妬し、舌打ちや貧乏ゆすりをしたり、露骨に嫌な表情をしたりし、最後には無視をするようになった。

A の態度に B はショックを受け、B は頭痛を理由に学校を欠席することが続いた。その後、SNS では B、C らを含めた複数の児童が A に非難のコメントを送るなど、やり取りがエスカレートし、A は不登校となった。

A の欠席が続いたため、担任が家庭訪問し、A の保護者に欠席理由を尋ねたところ、A が友人関係で悩んでいて、今は学校へ行きたくないと言っているとの説明があり、事実が発覚した。

(1) 事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

(2) グループで問題点を話し合いましょう。

(3) 大学教員からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名 (　　)

⑫ SNSのトラブルから不登校になった事例

９月下旬、中学１年生のＡは、同級生Ｂの SNS に「うざいやつをいじめよう」というメッセージが掲載されていることに気付いた。そのメッセージは Ｂ と SNS でつながりのある複数の者が閲覧できる状況にあり、Ａ は「うざいやつ」という言葉は自分を意味しているのではないかと思った。

翌日、Ａは登校した際、なんとなく自分が周囲から無視されているように感じた。帰宅後、塾に行った際、友人からＢが所属する SNS グループ内で Ａの写真がアップされていることを知らされた。

さらに翌日、学校の友人から、Ｂが「Ａをいじめよう」と SNS 上で呼びかけていると教えてもらったので、Ａは SNS に掲載された画像を友人から入手し、担任に相談した。担任は Ｂ に指導を試みたが、Ｂ は反抗することも多く、指導は上手くいかなかった。

１０月に入り、Ａは不登校となった。

（１）事例を読み、問題点にアンダーラインを引きましょう。

（2）グループで問題点を話し合いましょう。

（3）心理士からのアドバイスや校内での協議内容を踏まえて、自身の考えや学校の対応方針を整理しましょう。

研修者名（　　）